

商標評審委員会による  
商標法改正決定施行後の  
商標評審案件に関する問題の通知

2014年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 商標評審委員会による商標法改正決定施行後の商標審判案件に関する問題の通知

商評綜字（2014）第1号

2013年8月30日、第十二回全国人民代表大会常務委員会第四回会議により、「中華人民共和国商標法の改正に関する決定」が審議・通過された。改正後の商標法は、2014年5月1日に施行される。当事者の法に基づく権利主張に便宜を与えるために、商標審判案件の関連問題について、以下のとおり通知する。

一. 請求人が商標法改正決定施行前に既に申立てをし、商標評審委員会がまだ審決を下していない争議案件について、商標評審委員会は、商標法改正決定施行後に無効宣告案件を参照して案件審理を行い、無効宣告請求に関する裁定を下す。

二. 2014年5月1日以前に（5月1日を含まない）、当事者が、商標法改正決定施行前に商標局が下した異議裁定を受け取った場合、異議申立裁定に関する審判請求を提出することができ、15日の法定審判期限を満たした場合、商標評審委員会はこれを受理する。

三. 請求人は、商標評審委員会に商標審判請求を提出する場合、公表された文書様式（添付参照）により申請書類に記入しなければならない。当事者は、公表された文書様式（添付参照）により書類資料を提出しなければならない。紙文書により提出する書類資料は、印字又は印刷したものでなければならない。

四. 商標審判申請を提出する場合、手数料を納付しなければならない。手数料の納付をしない場合、商標評審委員会は、あらかじめ請求人に補正通知を送付することなく、改正後の商標法実施条例に基づき、不受理決定を下す。

添付：商標審判案件文書様式  
（以下略）

出所：国家工商行政管理総局商標評審委員会ウェブサイト

[http://www.saic.gov.cn/spw/sbfxza/201404/t20140430\\_144557.html](http://www.saic.gov.cn/spw/sbfxza/201404/t20140430_144557.html)